

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年4月9日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

NPO法人知的人材ネットワーク・あいんしゅたいん

### (2) 代表者の氏名

坂東 昌子

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区吉田本町5-14

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,科学技術分野において専門的知識を有する知的人材,さらには,かかる知的人材,あるいは科学技術分野における知的財産の活用を希望する個人・団体に対して,科学技術分野における知的財産や知的人材の有用な活用に関する事業等を行い,また科学技術分野を含む教育に携わる教育諸機関,さらにはかかる教育の対象となりうる青少年・一般市民に対しては,右事業を利用した科学技術に関する普及・啓蒙事業等を行い,その成果を活かして,我が国の科学技術分野における知的人材・知的財産活用の活性化を図ると同時に,市民・教育諸機関(大学の一般教育・環境教育部門や青少年の理科教育部門)への科学技術の普及をはかり,もって社会の科学技術発展に資することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成25年3月27日

(文化市民局地域自治推進室)